

自治体が行う医療費の助成に対する国民健康保険国庫負担の
減額調整（ペナルティ）の廃止を求める意見書

国は「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するとした、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針を令和3年12月21日に閣議決定した。

しかしながら、「常にこどもの最善の利益を第一に考える」としながらも、医療費の医療機関窓口無料化（現物給付）の実施は、安易な受診の助長につながるなどの理由から、子どもの成長を支援するための現物給付を実施している自治体に対し、ペナルティとして、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を講じている。

これまで本市は、子どものすこやかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、中学3年生まで（令和5年1月1日より高校3年生相当まで）の医療費自己負担分を助成する「すこやか子育て医療費助成制度」を、ひとり親家庭等の精神的及び経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、高校3年生相当までの子を扶養しているひとり親家庭の医療費自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」を実施し、また、重度心身障害児及びその保護者の精神的かつ経済的負担を軽減することを目的に、中学3年生まで（令和5年1月1日より高校3年生相当まで）の医療費自己負担分を助成し、医療費の医療機関窓口無料化で子どもの成長を支援してきた。

こども家庭庁が創設される中、小児医療費助成制度は子どもを分け隔てることなく国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるが、本市議会としては、「こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」していくことは、国、地方を問わず取り組まなければならない大きな課題であることから、その基礎条件となる子どものすこやかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る医療費助成について、国は地方と一体となって拡充・強化を図っていく必要があるものと考えている。

以上のことから、国に対し、自治体が行う医療費助成における医療機関窓口無料化（現物給付）に対する国民健康保険国庫負担の減額調整（ペナルティ）を廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

甲 府 市 議 会